



＼地域で守ろう！子どもの笑顔／

# 11月は児童虐待防止推進月間です



児童虐待相談件数は増加の一途をたどっており、町への虐待相談も年々増加傾向にあります。地域で虐待に気づき、子どもの笑顔を守りましょう。

## ○児童虐待ってどのようなこと？

「虐待」とは親や保護者によってなされる子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為です。たとえ親の愛情から行われた「しつけ」であっても、子どもの安全が守られていない状態であれば「虐待」になる可能性があります。

### ～虐待の4種類～

#### 〈身体的虐待〉

- ・殴る、蹴るなどの暴力 ・戸外に閉め出す
- ・やけどを負わせる
- ・乳児を強く揺さぶる など

#### 〈性的虐待〉

- ・性行為を強要する ・性器や性交を見せる
- ・ポルノビデオを見せる
- ・ポルノ写真の被写体にする など

#### 〈ネグレクト〉（養育の放棄・怠慢）

- ・食事を与えない ・学校に行かせない
- ・不潔な環境で生活させる
- ・病気やけが、虫歯の治療をしない
- ・子どもを残し外出する など

#### 〈心理的虐待〉

- ・無視する ・拒否的態度をとる
- ・夫婦間の暴力(DV)を見せる
- ・ほかの兄弟と差別する
- ・言葉による脅かし、暴言 など

### 周囲にこのような親子はいませんか？ ～虐待に気づくために～

#### 【子ども】

- ・ちょっとしたことでひどく怯える
- ・大人の顔色を過度にうかがう
- ・表情が乏しい
- ・感情のコントロールができず、急に爆発する
- ・泣き声が聞こえる
- ・病気ではないのに低身長、低体重である
- ・不自然な外傷(傷、あざなど)がある
- ・給食をおさぼるように食べる
- ・身体を触れられたり、着替えを嫌がる など

#### 【保護者】

- ・子どもの養育に関して拒否的 ・無関心
- ・家庭内が不衛生
- ・叱る声や怒鳴り声が聞こえる
- ・近所や地域で孤立している様子がある
- ・子どもの外傷や状況について説明できない、つじつまが合わない など

※地域で気になったことがあったとき、子育てで困ったときには連絡・相談を！

※通報者の情報を知られることはありません。

問◆こども教育課 ☎(57)4138(野木町子ども家庭総合支援拠点)

◆県南児童相談所 ☎0282(24)6121 ◆児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)

### 人権講演会「ヤングケアラーについて考えてみませんか？」

日11月27日(月)開場13時15分 開演13時30分

所役場新館2階大会議室

【講師】柴田 直也 氏(社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会 相談支援包括化推進員)

定先着100名 事前予約制(無料・手話通訳あり)

日11月1日(水)～22日(水)

電話、メール、FAXまたは直接問合せ先

問生活環境課 ☎(57)4132

✉seikatukankyou@town.nogi.lg.jp

### 12月4日～10日「人権週間」です ～人権週間特設相談～

特設人権相談所を開設します。様々な人権問題について人権擁護委員が相談をお受けします。

日12月1日(金)9時～12時(受付は11時30分まで)

所ひまわり館多目的室2

※相談は秘密厳守となりますので、安心してご相談ください。

問生活環境課 ☎(57)4132